

大田区景観審議会（第18回）

目的	1. 第17回大田区景観審議会の振り返り 2. (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について 3. 景観まちづくり賞について															
日時	令和6年8月9日(金) <table style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>開会</td> <td>18時01分</td> </tr> <tr> <td>閉会</td> <td>19時33分</td> </tr> </table>	開会	18時01分	閉会	19時33分											
開会	18時01分															
閉会	19時33分															
場所	Luz大森 入新井集会室(4階 大・小集会室)															
委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">欠 有賀 隆</td> <td style="width: 33%;">○ 大澤昭彦</td> <td style="width: 33%;">欠 押田佳子</td> </tr> <tr> <td>○ 杉山朗子</td> <td>○ 二井昭佳</td> <td>○ 野原 卓</td> </tr> <tr> <td>○ 濱福秀夫</td> <td>○ 岩下充博</td> <td>○ 柳沢重幸</td> </tr> <tr> <td>○ 高栖昌昭</td> <td>○ 川尻幸由</td> <td>○ 加藤芳夫</td> </tr> <tr> <td>○ 喜多河康二</td> <td>○ 鈴木邦成</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	欠 有賀 隆	○ 大澤昭彦	欠 押田佳子	○ 杉山朗子	○ 二井昭佳	○ 野原 卓	○ 濱福秀夫	○ 岩下充博	○ 柳沢重幸	○ 高栖昌昭	○ 川尻幸由	○ 加藤芳夫	○ 喜多河康二	○ 鈴木邦成	
欠 有賀 隆	○ 大澤昭彦	欠 押田佳子														
○ 杉山朗子	○ 二井昭佳	○ 野原 卓														
○ 濱福秀夫	○ 岩下充博	○ 柳沢重幸														
○ 高栖昌昭	○ 川尻幸由	○ 加藤芳夫														
○ 喜多河康二	○ 鈴木邦成															
出席幹事	まちづくり推進部長(西山(正)) まちづくり計画調整担当課長(西山(徹)) 都市計画課長(深川)															

傍聴者0名

議 事	<p>報 告 (1) 第17回大田区景観審議会の振り返り (2) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について ・大田区景観計画変更素案に係る説明会の実施報告について ・大田区景観計画変更素案に係るパブリックコメント実施結果について ・(仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について (3) 景観まちづくり賞について ・第4回大田区景観まちづくり賞の経過報告について</p> <p>事務連絡 (1) 次回の大田区景観審議会について</p>
議決事項	
その他	<p>配布資料 資料1 第17回大田区景観審議会の振り返り 資料2 大田区景観計画変更素案に係る説明会の実施報告について 資料3 大田区景観計画 変更素案に寄せられた区民意見に対する区の考え方 資料4 (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の修正・追加 資料5 第4回大田区景観まちづくり賞の経過報告について 参考資料1 大田区景観審議会委員名簿・委員座席表 参考資料2 大田区景観計画及び各種ガイドライン 参考資料3 第3回大田区景観まちづくり賞 表彰紹介パンフレット 参考資料4 第4回大田区景観まちづくり賞 募集パンフレット ※参考資料2～4は会議終了後、回収</p>

午後 6 時 01 分開会

西山（徹）幹事 それでは定刻となりましたので、ただいまより第18回大田区景観審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、またお暑い中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部まちづくり計画調整担当課長の西山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、まちづくり推進部部長の西山からご挨拶をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

西山（正）幹事 皆様、改めましてこんばんは。まちづくり推進部長の西山でございます。

本日、お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年度 1 回目の、第18回になります景観審議会でございます。景観審議会につきましては、実は去る 3 月 10 日となりますけれども、大田区のほうで区政功労ということで表彰式を行いまして、この景観計画もできて10年以上たつということで、景観審議会の委員の皆様、このうち野原委員、大澤委員、杉山委員、川尻委員、加藤委員という 5 名につきましては、この景観計画策定のと時からお関わりいただきまして、このたび表彰を受けましたので、この場でご紹介させていただきます。改めて、受賞おめでとうございます。

本日の景観審議会のほうでございますが、報告事項ということでまとめさせておりますけれども、大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討ということで、これまでご意見等をいただきながらまとめてきて、今順調に進めているところで、本日パブコメ等の実施結果、報告をさせていただければというふうに思っております。

また、もう一点が景観まちづくり賞ということで、こちらのほうもおかげさまで前回は上回ります 54 件を地域の皆様から応募いただいたところでございまして、これに加えてみどりづくり部門ということで、こちらが 20 件、合計 74 件となっている状況でございます。

こちらにつきましては12月以降の表彰に向けまして、選考手続を

引き続き進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願いしたいと思っておりますのでございます。

本日、議題のほうを幾つか用意させていただきましたが、忌憚ないご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。

西山（徹）幹事 ありがとうございます。

また、野原委員、大澤委員、杉山委員、川尻委員、加藤委員、それぞれ区政功労者表彰の受賞、誠にめでたうございます。

それでは改めまして、審議会の公開についてご案内をさしあげます。

本審議会は公開を原則としてございます。このため、議事録につきましては、区のホームページにて公表をさせていただいております。また、議事録作成のために録音をさせていただきますのでご了承のほういただきますようお願い申し上げます。

そして本審議会でございますが、D X化、ペーパーレス化推進の取組の一環として、タブレット端末を用いたペーパーレス会議の実施を目指しております。ただ、段階的にペーパーレス化を進めるため、今回はタブレットそして紙資料、両方をご用意させていただきました。

タブレット端末につきましては、我々事務局のほうで操作する端末と同期しておりますので、自動で画面が切り替わる仕様となっております。また、拡大、縮小についても自動で切り替わる仕様となっております。

なお、タブレット端末にて資料を先読みしたい場合などございましたら、画面上に表示されている耳マークをタッチしていただきますと、この動機が解除されて操作できるようになります。この耳マークのほうをタッチしてみてください。それから、同期解除後、改めて再度同期をさせたい場合は、同様に耳マークのほうをタッチして、黄色で表示していただくようお願いいたします。

また、会議中、画面が動かないあるいは資料が表示されないなどの不具合がございましたら、挙手をいただきますようお願いいたします。事務局のほうで至急、取替えをさせていただきたいと思っております。

それでは画面のほう、本日の次第をご覧ください。

配付資料については、次第の下部に記載の計9点となっております。それから参考資料の2、3、4につきましては、冊子を机の上に配付しておりますので、併せてご活用ください。ただしこの冊子につきましては、会議終了後回収をさせていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは、ここからの議事につきまして、野原会長に進行をお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

野原会長 皆さん、こんばんは。よろしく申し上げます。

それでは、開会に先立ち、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局よりご報告をよろしくお願ひいたします。

西山（徹）幹事 本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。審議会の成立要件につきましては、大田区景観条例施行規則第30条第6項において、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の委員の出席状況でございますが、ご覧のとおり委員14名のうち出席は12名、欠席は2名により、定足数を満たしてございます。

また、本日の傍聴申込数は現時点ではゼロとなっております。

なお、事務局としましては、本日の会議内容に非公開とすべき内容は入っていないというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

野原会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告ございましたとおり定足数に達しておりますので、本審議会は成立ということになります。

ここで、第18回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

傍聴者はいらっしゃらないということなので、このまま進めてまいりたいと思います。

ではまず、本日の議題につきまして、事務局よりご報告よろしくお願ひいたします。

西山（徹）幹事 承知しました。

本日の議題は報告事項3件ございます。お手元の次第のほう、2の報告と書いてございますけれども、大きく三つございます。

一つ目、第17回大田区景観審議会の振り返り。

そして（２）として（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の指定に向けた検討について。

そして（３）として景観まちづくり賞について。この三つの議題でございます。どうぞよろしく願います。

野原会長 それでは、報告事項に早速入ってまいりたいと思います。

では、報告事項（１）第17回大田区景観審議会の振り返りということで、ちょっと前回から時間が空いておりますので、振り返りのほうをご報告ということですので、こちらについて事務局よりご説明のほどよろしく願います。

事務局 皆様、こんばんは。都市計画課計画調整担当の後藤と申します。

私のほうから、報告１についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

右上に資料１と記載のあるA４横の第17回大田区景観審議会の振り返りと記載のある資料をご覧ください。

第17回大田区景観審議会では、主に大森八景坂地区景観形成重点地区指定に伴う大田区景観計画の変更（案）に関する内容と、第４回景観まちづくり賞について、ご報告をさせていただきました。資料の左側に報告内容及び主な意見を整理し、右側に意見に対する区の対応方針を記載してございます。

１ ページ目をご覧ください。

大田区景観計画の変更（案）につきましては、主に六つご意見を頂戴いたしました。１ ページ目左側に記載のとおり、意見１から３につきましては、右側の対応方針１から３のとおり、変更素案の記述やイラストの修正、また説明及びコラムの追加を行わせていただきました。

続いて、２ ページ目をご覧ください。

意見４から６についても、対応方針４から６のとおり、イラストや図の修正を行っております。修正の詳細な内容につきましては、この後の報告２において、ご説明申し上げます。

続いて、３ ページ目をご覧ください。

大田区景観計画の変更に関わるスケジュール（案）について、前

回の審議会でご報告させていただき、質問・意見はございませんでした。なお、実際に説明をさせていただいた時から会議室の都合等により、一部スケジュールを更新させていただきましたので、改めて今後の予定についてご報告させていただきます。

表の令和6年度分の部分をご覧ください。本日開催の第18回大田区景観審議会の終了後、重点地区指定案をブラッシュアップし、8月20日に開催予定の第29回景観審議会専門部会において、最終確認を行う予定です。その後、10月開催予定の都市計画審議会において、重点地区指定案に対する意見聴取を行います。そして、11月開催予定の第19回景観審議会にて諮問を行った後、決定・告示等の周知期間を経て、令和7年1月に重点地区指定を施行、新たな基準を運用開始する予定でございます。

続いて、4ページ目をご覧ください。

第4回景観まちづくり賞につきましては、主に二つのご意見を頂戴いたしました。

意見1のみどりづくり部門における審査対象やプロセスにつきましては、対応方針1のとおり定量的な評価基準を設定し、プロセスを踏まえた上で令和4年3月までに緑化完了届が提出されたもののトップ20を審査対象としております。

続いて、5ページ目をご覧ください。

意見2の今後のスケジュールにつきましては、対応方針2に記載のとおりとなります。

また、次ページにスケジュール（案）を記載してございます。6ページ目をご覧ください。

第4回景観まちづくり賞に関わるスケジュール（案）についてご報告させていただき、質問・意見はございませんでした。こちらのスケジュールにつきましても、一部更新がございましたので、改めてご報告をさせていただきます。

現在、第4回景観まちづくり賞につきましては、1次選考が終了し、2次選考を実施している最中でございます。これまでの経過に関わる詳細な内容につきましては、報告の3においてご説明申し上げます。

なお、今後の予定といたしましては、8月20日開催予定の第23回景観審議会専門部会において授賞案を決定し、11月開催予定の第19回景観審議会にて諮問を行った後、良好な景観の形成に関して功績のあった個人または団体に対し、表彰・周知を行う予定でございます。

報告1の説明は以上でございます。

野原会長

よろしいですか。

ただいま事務局から、報告1についてご説明がございました。委員の皆様から、今のところまででのご質問やご意見等ございましたら、挙手のほうをよろしくお願いいたします。

ちなみにどちらも、次の報告事項とリンクしておりまして、振り返りのみならずその後の対応まで書かれていて、多分、次と重なり合いますので、もしここはどうしてもというのがなければ、次の報告事項で併せてご意見いただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では、早速でございますが、メイン二つになりますので、そちらの報告事項に入ってまいりたいというふうに行きたいと思えます。

では、報告事項(2)、(仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討についてということになりますので、こちらについて、事務局よりご説明のほうをよろしくお願いいたします。

事務局

では、引き続き後藤のほうから報告をさせていただきます。

まず初めに、資料2と記載のあるA4縦のペーパーを用いまして、大田区景観計画変更素案に係る説明会の実施報告をさせていただきます。

大田区景観計画の変更に際し、区民や地権者等を対象といたしました変更素案についての内容説明及び質疑応答を目的とした説明会を、本年6月に2回実施いたしました。日時及び会場については、項番1に記載のとおりでございます。

説明会の実施に当たり、自治会・町会への情報提供、区ホームページ、大田区報、X、また区内全域に設置されている区設掲示板への掲示といった周知を行い、合計12名の方にご参加をいただきました。

た。

説明会の次第につきましては、項番2に記載のとおりでございます。

次に、資料2と記載のあるA3横の資料をご覧ください。

こちらの資料は、左側に参加者からの意見・質問を整理し、右側に会場での回答要旨を記載しております。時間の都合上、全ての内容を網羅して説明することが難しいため、主な意見・質問及び会場での回答要旨を抜粋し、ご説明させていただきます。

まず、6月10日月曜日に開催をいたしました1回目の説明会では、意見6、景観資源である坂が景観形成重点地区と景観保全誘導区域にまたがる形で区域設定されている理由や、意見7、具体的な整備計画が分からないなどの意見・質問がございました。

意見6につきましては、大森八景坂地区の特徴的な景観資源である坂や階段などの特徴を生かし、崖線上や崖線下からの建築物や緑などの見え方に配慮し、一体感のある景観づくりを進めるため、坂や階段を景観形成重点地区と景観保全誘導区域にまたがる形で設定をした旨、回答をさせていただきました。

また、意見7につきましては、地域のまちづくりを進めていく上で、ソフト面となる景観計画の基準をまず定め、その考えに基づきハード面の具体計画を進めていくこと、そして池上通り及び大森駅西口広場の事業概要につきましては、改めて説明の場を設け、内容について皆様方にご説明させていただく旨、回答をいたしました。

6月14日金曜日に開催した2回目の説明会では、意見4、景観計画をより効果的なものとするため、公共側も街路樹の充実等を検討していくのかなどの意見・質問がございました。

この意見については、緑や街路樹の必要性を考えており、今後はデザインに生かしていくこと、そして補助第28号線の事業主体である東京都と積極的に協議を行い、大田区の考え方を実現していきたいと考えている旨、回答をさせていただきました。

なお、説明会参加者からいただいたご意見及び質問に基づく景観計画変更素案の修正または追記等はございません。

資料2についての説明は以上でございます。

続いて、資料3について説明をさせていただきます。

右上に資料3と記載のあるA3縦の、大田区景観計画変更素案に寄せられた区民意見に対する区の考え方と記載のある資料をご覧ください。

大森八景坂地区において、池上通りの拡幅整備等の機会を捉え、良好な景観誘導を図るため、大田区景観計画の変更素案をこのたび作成し、大田区区民意見公募手続実施要綱に基づき、広く区民等の皆様からのご意見を募集いたしました。

項番1をご覧ください。

意見の募集期間は、本年6月10日月曜日から7月1日月曜日までの3週間と設定いたしました。

なお、意見募集に際し、自治会・町会への情報提供、区ホームページ、大田区報、X（旧Twitter）、YouTubeによる情報発信等の周知を行いました。

続いて、項番2をご覧ください。

パブリックコメントを実施した結果、4名の方から9件のご意見をご提出いただきました。区ホームページ閲覧数やX等のインプレッションにつきましては、（3）から（5）に記載のとおりとなっております。

次に、項番3をご覧ください。

ご提出いただいた意見の要旨を表の左側に、区の考え方を右側に記載しております。ご提出いただいた9件のご意見及び区の考え方について、順番に説明をいたします。

1点目は、今回の景観計画の変更に伴い、パブリックコメントだけでなく、対象地の地権者等への直接的な通知が必要なのではないかというご意見になります。

区といたしましては、今回の景観計画の変更に際し、地権者組織や自治会・町会への説明に加え、当該地に関わる地権者等を対象とした説明会、パブリックコメントの実施、区ホームページ、SNS及びYouTubeを活用した情報発信を行うとともに、今後の対応として変更案の決定・告示を行うことで、変更内容について広く周知をしていくという考え方を示す予定でございます。

2 件目のご意見につきましては、景観計画による色調規制により、学校の外壁が暗い色で統一されてしまうことや、景観計画の基準に基づいた公共施設において、色調に関する課題などはないかというご意見になります。

今回の景観計画の変更に伴い、2 階以下は駅前としてのにぎわいを創出し、3 階以上は圧迫感の軽減に配慮した色彩基準としていること、また、入新井第一小学校をはじめとした公共施設は設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域の景観づくりを先導するために、景観計画に基づいた景観形成を推進しているという考え方を示す予定でございます。

3 件目につきましては、区の方針に対する同意のご意見になりますので、区の考え方は割愛させていただきます。

4 件目は、地獄谷の飲食店街などの庶民に親しまれた建物等も評価した公共施設の景観形成をしてほしいというご意見になります。

公共施設については、大森八景坂地区の顔となるような将来のまちづくりを見据えた空間デザインや、豊かな緑の創出を図るとともに、区民等の意見を踏まえながら景観形成基準を定め、大森駅西口周辺の景観誘導を図っていくという考え方を示す予定でございます。

5 件目は、清浦さんの坂に関するアイストップの確保に努めるという記載について、既存の樹木がアイストップの役を果たしているため、人工的な目印をアイストップとして促すような記載は適切ではないと考えるというご意見になります。

景観計画の変更素案におきましては、大森八景坂景観形成重点地区及び景観保全誘導区域の坂道沿いにおいて、アイストップとなるような緑などの確保に努める旨、景観形成基準に定めております。その一例として、清浦さんの坂については既存の樹木がアイストップの役割を果たしている様子をイラストで描いているという状況になります。

なお、アイストップとは、まちかど等にある建築物や樹木など人の視線を引きつける役割を果たす対象物で、単調な景観に変化や魅力を与えるものを指しているという考え方を示す予定でございます。

6 件目は、計画に記載のある片仮名の用語、例えばアイストップ

やヒューマンスケールなどについて、理解しづらい場合があるため、分かる言葉の記載、あるいは注釈を希望するというご意見になります。

このご意見については、アイストップ、ヒューマンスケール、ファサードについて注釈を追加し、用語の意味を記載させていただきます。

7件目は、池上通りが拡幅されることで、JRの線路際にある商店街はどのようなのかというご意見になります。

都市計画道路の区域内に入っております線路際の商店部分、駅の西口出口より南側の部分につきましては、タクシーや自家用車、荷捌き車両等の停車場所を本線交通と分離する形で整備する予定である旨、回答する予定でございます。

8件目は、景観計画の変更素案に対する賛同のご意見になりますので、区のお考え方は割愛させていただきます。

最後、9件目につきましては、今後の具体計画では、子育て世帯、高齢者や身体障害のある人が使いやすい安全安心な環境の観点を加えていただきたいというご意見になります。

今後の補助第28号線拡幅に伴う整備効果として、交通の円滑化、安全で快適な駅前空間の創出、交通結節機能の強化、防災性の向上が挙げられるという考え方を示させていただき予定でございます。

資料3の説明は以上でございます。

続いて、資料4についてもご説明させていただきます。

資料4につきましては、本業務を委託しております株式会社環境・グリーンエンジニア担当者よりご説明申し上げます。

事務局 それでは、資料4について説明させていただきます。(株)環境・グリーンエンジニアの津田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

資料4となります(仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について、ご説明いたします。

右上に資料4と記載のありますA4縦の資料をご覧ください。

最初に、報告1で前回の審議会の振り返りを説明させていただきます

ました。この中で説明いたしました意見とその対応について追記及び修正した事項について説明いたします。

まず意見1でいただきました公共施設に関する方針について、緑について触れられていない点。これにつきましては、資料4の18ページ、ここでは赤字で示しておりますが、大森地区の顔となるよう将来のまちづくりを見据えた空間デザインや豊かな緑の創出を図りますとして、追加修正を行いました。

次に、意見2としていただきました景観保全誘導区域について、地権者に対し、具体策をどのように伝えるのか。先行して運用している洗足池景観保全誘導区域について確認をしてほしいというご意見でした。

資料4の4ページに、景観保全誘導区域の指定として区域設定の考え方とともに、洗足池景観保全誘導区域の運用実績をコラムとして追記をいたしました。

また、意見3、4でご意見をいただきました街並みに緑が連続することを表記するという点について、この資料の22ページ、23ページに記載しましたイラストの中に、植栽や窓辺の緑等を表記して、解説文に緑の量や質の向上に努め、街並みに緑が連続するように工夫するという記述を追加いたしました。

また意見5として、22ページに記載しております八景坂沿いの建物のイラストについては、計画地の立地を踏まえた建物の大きさを想定した上で表現すべきだというご意見をいただきました。この点について、別途八景坂の開発想定を検討させていただきました。この中では、用途規制や道路からの車線規制、あるいは駐車場の附帯義務等の要件を踏まえて、想定される建物の規模、これをおおむね5階から9階建ての建物としてイラストとして表現をさせていただきました。

そして、意見6としていただきました交通広場の範囲の誤り、これは、19ページの方針図の中に公共空間として、池上通り及び大森駅西口広場の範囲を明確に記載をさせていただきました。

以上が、前回審議会でご指摘いただきました意見とその対応でございます。

また、資料3で報告いたしましたパブリックコメントでの意見に基づきまして、アイストップ、ヒューマンスケール、ファサードについては注釈を追記し、用語の意味を記載しております。

続きまして、前回の審議会の後開催されました第27回、28回の専門部会においてもご意見を賜りました。この中での追加修正について報告いたします。

資料4の8ページ、届出対象行為の規模要件の明記について。大森八景坂景観形成重点地区の届出対象行為の中で、規模要件を示していませんでした開発行為及び土地の開墾などの対象行為を、洗足池景観形成重点地区と同様に3,000平米以上を届出対象として記述を加えました。

続いて、14ページ、赤枠の中段のイラストについて追加をいたしました。今回景観資源として追加いたしました天祖神社階段及び清浦さんの坂について、坂道の景観の中で連続性、一体性が感じられる形態・意匠の重要性をイラストとして表記いたしました。

そして19ページの方針図の表記につきましては、前回の審議会での指摘とともに、図の表記の中でハッチや矢印等の書き込みで分かりにくい表記を改めて修正を行いました。

また、20ページに記載しております南北、東西の断面の解説については文章を修正し、断面の解説としてより分かりやすい現況を伝える文章に修正をいたしました。

22、23ページのイラストにつきましては、先ほど報告しました前回審議会の指摘に加えまして、坂道の特徴を意識した景観づくり、この重要性をご指摘いただきまして、2階以下の低層部では坂道の傾斜を意識した街並み形成に配慮する、隣接する建物の軒や庇の位置を意識し、連続性に配慮する。こういった文章を表記の中に加えました。これは22ページの八景坂の建物及び23ページに記載しております交差点に面する建物のイラストの表記及びその中の文章に追記をさせていただきました。

そのほか、本日提示いたしました素案につきましては、文章やイラストの表現、こういったものを全体的に確認をいただき、加筆修正を行っております。文章表現で修正を行った箇所については、赤

字で記載をさせていただいているところです。

以上、資料2から4を用いた報告2の説明は以上となります。

野原会長 全部終わりということですか、ありがとうございました。

では報告2、今の八景坂、ただ八景坂の景観形成重点地区に関してはかなりの回数を重ねてまいりましたが、幾つかいろんなご指摘をいただいたということで、変更を重ねてまいりましたということだと思います。

ここまでの報告事項2のご説明について、何か委員の方からご質問、ご意見等ございましたら、ここでお受けしたいというふうに思っていますので、どなたからでも結構ですし、どこからでも結構ですので、何かご意見、ご質問ございます方は挙手のほうをよろしく願います。いかがでしょうか。

ちなみに、先ほど資料1の振り返りのところでスケジュールがございましたけれど、本日、第18回の景観審議会になっておりまして、その直後に専門部会という会がございまして、そこで確認した後に、今度、都市計画審議会という都市計画全体の会があるんですけど、そこでこれを、意見も出していただくための報告をそちらで行い、その後、次のこの景観審議会で諮問という、大田区さんからこれに対してちゃんと考えてくださいというのがこの審議会に諮問されまして、多分その日に答申するんですかね、これ。

もう、告示決定となっておりますので、要は結構深く議論できるのは今回が最後に近いかもしれませんので、もし、今ご説明いただいた内容の中で、疑義があったりご質問があるところがございましたら、忌憚ないご意見を本日いただければと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

では二井委員、よろしくお願いいたします。

二井委員 ありがとうございます。

最後の資料4の19ページの景観形成重点地区方針図のところで、確認なんですけど、今後、今、別々に建っている建物が集合して一敷地みたいなのを作るといったときに、景観重点地区と景観保全誘導区域にまたがるような建物ができる場合には、基本的にはこの厳しいほうの景観形成重点地区の扱いになって処理されるということ

でよいのでしょうか。

事務局 回答させていただきます。

二井委員のご認識のとおり、景観形成重点地区と景観保全誘導区域にまたがる敷地で建物が建つ場合は、基準が厳しいという景観形成重点地区の内容が適用される形になります。

野原会長 それはどこかに記載されているんですか。

事務局 今回回答させていただいた内容は、あくまで運用面での形になるので、すみません、現時点の景観計画には記載はございません。

野原会長 それはでも、記載しないと伝わらないかな。

事務局 今いただいたご意見を基に、修正・追記を行ってまいります。

野原会長 ちなみにですけど、ほかの重点地区でも、要は外とはみ出たら適用して同じですよ。要は、保全区域があるからそうになっているわけじゃなくて、重点地区において境界線の線よりはみ出て一敷地になっていたら重点地区の扱いですということですね。

事務局 そうです、そのとおりです。

野原会長 多分何か、それがルール化されていないんじゃないのかな。その辺も併せて、修正も含めてご検討ください。

事務局 ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

ほかも、どの部分でも結構ですので。

川尻委員、よろしく申し上げます。

川尻委員 すみません、内容ということでもないんですが、資料4のことなんですけれども。

これは景観計画の変更案についてということで、次のページ、景観計画の該当のページとその修正の内容というのはこの資料の1、2とか書いてあるというふうに読むんですけども、例えば先ほど言ったこの21とか22とかというのは、この変更計画のほうには反映しないのか。

いわゆる、この景観計画の修正の部分と今ここの地区のところのいろいろと検討内容と、その関係がちょっと。ビジュアルが一番、ここに書いてあるページの数字の話とリンクしていないので、どこがどうなっているのか分からなかったもので、教えていただければと

思うんですけど。

事務局 回答させていただきます。

今、机上に参考で配布させていただいております大田区景観計画の冊子がお手元にあると思うんですけども、こちらは平成25年度に策定した内容になっておりまして、今回資料4としてお示しさせていただいているのが、景観計画の変更案になります。

今、川尻委員のほうからご指摘のあった、資料4の2ページ目、修正・追加部分一覧というページがございまして、こちらの左側の欄、大田区景観計画の該当部分と記載のあるのが、この冊子に既に記載されている内容とページを表しております。

既に記載があるものを修正する場合は、真ん中の欄の修正・追加が修正となっております。追加というのは新たに今回、大森八景坂のエリアを重点地区に追加するというのが、現行計画には記載がございませんので、新たな要素を追加するというような形で、こちらの一覧にはお示しをさせていただいております。

今、ご指摘のとおり、一部こちらに記載し切れていない部分というのがございますので、こちらについては、次回の景観審議会の諮問までに全て内容について網羅する形で修正をさせていただきたいと考えております。申し訳ございませんでした。

川尻委員 了解です。

野原会長 一応あれですね、この景観計画の直しがあるところのページだけを抜粋しているのがこれにはなっているはずなんですけど、右に、本資料ページのところに、1、2、3、4、5、6、7、8全部書いてある。多分16から26というのもありまして、それを全部数えると一応端から端まで入っていることにはなっていますが、細かく16から26にたくさんのご指摘があって、たくさん、多分修正されているところが具体的に書かれていないので、ちょっと分かりにくい形になったということかなと思いますので、一応そういう形での資料だということですね。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

杉山委員、よろしく申し上げます。

杉山委員 資料3について、私も色屋なので色彩基準のことで。地味で暗い

色調が中心なんて言われてしまっていますが、この入新井第一小学校の外壁の暗さというのはどういう状況なのかというのを教えていただけたらなと。

今、ネットでちょっと調べてみたんですけど、そんなに言われるほど暗いか、何か建て替えとか塗り替えとかをしたということですか。ちょっとそれどんな、このご意見の状況がもし分かれば。あるいはここを調べなさいというのがあれば。

実は、このガイドラインに載っているこの一覧表は、ちょっと地味に印刷されているというか、ぱっと見、やっぱり地味に見えるかなという。でも彩度が強調色なんかですと、6とか8とか場所によりますけれどもあるんですけど。割合、建物の色にするんだったら、割と鮮やかな色、鮮やか過ぎない色みたいなね。

ちゃんと色名も言えるような範囲で私もご提案させていただいたりしているんですけど。この小学校が何かすごいというのをもしご存じの方なんかもいらしたら、ご近所に住んでいらっしゃるのか、教えていただきたいなという感じです。

事務局 回答させていただきます。

入新井第一小学校につきましては、まず素材色のほうを使用しております、モダンなイメージの外観にはなっているんですけども、使用している色についてはNの8をベース色として使っております、経年変化で黒くならないような配慮というのをした上で、大田区の景観アドバイザー会議にもご助言のほうをいただいて、施工しているというところを担当の部署からは聞いております。

コンクリートの打ちっ放しというのをイメージしていただくと一番分かりやすいかなと思います。

杉山委員 そうすると、色というよりコンクリートの打ちっ放しも何か寂しいよねというようなご意見なんですかね。その辺がよく分からなかったんですけど。

前は、確かにコンクリート打ちっ放しなんかもデザインによっては、ちょっと無機質で寂しいなんていうことで、最近では少し色みを含めたりする工夫が、実は進んでいるんですよ、実はね。そういう素材を使っても……。分かりました。ちょっとほかにも資料を見

てみます。

皆さんにも、変ですけどお見せしますが、この辺の色がグレーなんです。暗いと言われると……。今私が持っているところ、これが、指が当たっているところが8なんですけど、これを暗いと言われるとちょっと困ったなという感じがありますね。

もし、少し安心しましたけれども、でもそういう印象をお持ちになられたということなので、今後また資料等教えていただけたらありがたいなと思います。ありがとうございます。

すみません、区民の方の意見が気になったものですから、お聞きした次第です。

野原会長 ありがとうございます。すみません、この小学校は建て替えされたばかりのところでしたっけ。新しい校舎はもうできたんでしたっけ。オープンもしているんでしたっけ。

杉山委員 オープンしている。

野原会長 何かいろいろあって。複合施設のほう若干遅れているとか何か話を聞いたような気がしますけど。

でもいずれにしましても、新築で新しく建て替えられた小学校というか、複合も含めた建物に対してのご意見という理解でよろしいんですか。

西山（徹）幹事 そのように事務局のほうも理解しておりました。

野原会長 はい。ということです。

ただし今回の景観重点地区の外、重点地区の中じゃない話ですよ。ね。

西山（徹）幹事 はい、別の場所です。

杉山委員 すみません、ちょっと余計な質問で。

野原会長 一応確認なんですけど、今回景観計画の変更素案に対するパブリックコメントというのをされていて、この議論の中でやるのは景観重点地区と保全区域の話ではあるんですけど、ほか何かあったら直すんですかね。

西山（徹）幹事 基本的には、やはり今回の変更素案に対する話ということで、我々は考えておりました。

野原会長 議論すべきは重点区域と保全区域に関する内容に関してという

理解でよろしいですか。

西山（徹）幹事 今回の変更素案そのものに対して追加する部分。
野原会長 に関してということですね。はい、分かりました。
ほかのも含めまして、いかがでしょうか。
副会長、よろしくお願いします。

大澤委員 ご説明ありがとうございます。

まず、資料4の22ページの上の八景坂沿いの建築物の適用イメージのところなんです、左のほうに赤字で追加がされていると思います。広告物に関することなんです、その他の広告物についても形態や設置位置について周辺景観との調和や一体性等に配慮する。また、表示内容については景観を妨げないように配慮するとあるんですが、こちらの内容が、前のページの21ページの景観形成基準を見ると、書かれていないようなんですが、それは意図があるのでしょうか。

事務局 前回の専門部会の中でいろいろご議論いただいて、屋上だけではなくて広告物全体についても議論すべきではないかというご意見を賜りました。その中で、文章的に大きく変えること、東京都の景観計画の文章との整合もありましたので、文章は変えられなくても、イラストの中で描けるものはなるべく描くべきだというようなご指摘もあったものですから、今回はイラストだけに描いているという状態です。

大澤委員 そうなると、景観形成基準に書かれていないから従う必要がないと言われたときに誘導ができないんですね。というのがまず1点と、あと東京都との整合というのを何だろう、どういうところで整合が取れないのかがよく分からないので、本当にそこが重要な点なのかがよく理解できないんですけれども。その2点に対して説明してください。

事務局 ご意見ありがとうございます。

今ご覧いただいている資料4につきましては、今後また東京都と実際に内容の整合等を協議した上で、最終的に11月の景観審議会でも諮問予定でございますので、今の委員からご指摘いただきましたイラストに記載のある記述については、基準のほうにもしっかりと

書くべきではないかというところを、もう一度区のほうから東京都に話をさせていただいた上で、区としてはやはり基準に書くという方向性でこの後調整をさせていただきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

大澤委員　もちろん東京都の協議は重要ですが、景観行政団体は大田区ですので、やっぱりそこはしっかりと踏まえて協議に当たってください。よろしくお願いします。

野原会長　ありがとうございます。
では岩下委員、よろしくお願いします。

岩下委員　すみません、商店街代表なので、装飾灯等はイラストに描かれていないんですけども、そこら辺のところはどうなっていますか。全く設置する予定はないのでしょうか。

野原会長　事務局、よろしくお願いいたします。

事務局　すみません、装飾というのは具体的にどのようなものでしょうか。

岩下委員　商店街がよく、商店街独自の装飾灯をつけていますよね。そういうのはつけずに区設のライトで行くか、それともそういうものは全くつけないのでしょうかね。

事務局　今回イラストで描かせていただいている内容につきましては、あくまで景観形成基準といたしまして、例えば21ページ、資料4の21ページに記載の内容、こちら、具現化したときにどのような形になるかというのを描いているものがイラストになってございます。

イラストに描いていないものは、例えば規制がかかってしまうとかそういったものは全くございませんので、商店街独自に実施されるような装飾灯についても、特段何かこの景観計画に関わる内容の規制がかかるという予定はございません。

岩下委員　では、実際はつくということでしょうかね。もし商店街として活動するのであれば。

事務局　資料4の21ページ、今タブレットのほうでも映している内容をご覧いただきたいんですけども、例えば大森八景坂の景観形成重点地区の景観形成基準というものが景観法に基づいて定められる仕組みになっているんですけども、こちらの内容については届出対象行為の欄を見ていただきたいんですけども、建築物の新築ですとか

増築、改築もしくは移転だったり外観を変更することとなる修繕ですとか、模様替え、色彩の変更の際にこちらの基準が適用されるという形になりますので、今おっしゃっていただいた装飾灯については基準を準用できる可能性はあるのではないかなと思います。

野原会長 今日資料4の8ページというところに、届出対象行為及び規模一覧というのがございまして、先ほどちょっと修正して項目を書きますと書いてあったんですけど、ここに書かれている行為が届出対象行為とって、この重点地区において届出が必要になることになっております。

一番左側は、建築物の新築、増築、改築もしくは外観等とありまして、要は建物自体が変更するときは、建築行為として変更に入る場合はどの物件も届出してくださいとなっているんですけど、例えば工作物の新設等というのがこのところに高さ何メートル以下とか書かれていて、これは何か入っていないやつもありそうだなと今、これはどこに入るのとかそういうのもありそうだなという気もしなくはないんですけど、一応ここに書かれていたりして。

ここつまり、届出が必要なものはこれですというのが書かれておりますので、まずこれが対象ですというふうに多分まず書いてあると思います。

ただし、やはり景観というのはやっぱり全体で作られるイメージを含むものですので、ほかのやつは全部自由ですという話になってしまうと景観のイメージのとおりになるかどうかというのはちょっとありますので、対象行為にはならないかもしれないんですけど、そういう中で実際にこのイメージに合わせて作られているかと意識されていくというのはすごい大事なことになるんじゃないかなというふうには思います。

もう一つは、ここには書かれていないんですけど、民間の敷地の中にあるものか、公共の例えば道路の上にあるものかみたいなのが多分異なってきました、公共施設のほうはさっき公共の場所に対するイメージというのも書かれていまして、例えば池上通りのところのパースの絵みたいなのがある24ページに公共空間（街路・広場）の景観イメージがあります。

ここは、例えば補助28号線（池上通り）という道路の上に関するイメージが描かれていまして、例えばそこにある街路灯で商店街さんが作られるものというのは間というんですかね、場所はこの中にあるんですけど、設置されるのは民間の皆さんだったりする場合もあるんですけど、ここに関してはやはりこの中で考えていくことですということなんです、具体的にまだ例えば照明とかそれに関するところまでは多分描かれていない状態になっているので、今後その辺のイメージはまた違う形でいろんな議論になる場所になるのかなというふうに思いますが。

この公共施設の中の例えばいろいろ附属物がたくさん出てきますね。こういうものに関してはどのようにされるかというのは、逆に私からも質問をさせていただければと思いますけれど、これは景観計画ではなかなか具体的には記載しにくいので、今後何か整備するときにまたいろいろ考えていくということになるのか、その辺りはどういうふうに考えているか、分かったら教えてください。

西山（徹）幹事

委員長からのご質問というところだと、今回のこの28号線の西口広場に関してというところとしてここで示唆させていただきますと、先ほど最後のほうにおっしゃっていただいたとおり、今後の具体的な設計だとか計画、将来像の計画の中で細かく作っていくというのが区の考え方でございます。つまり、この景観計画の中ではそこまでまだ細かく言及していないというところも現状でございますので、改めてこの場所の具体的なものはこれから決めていくという状況でございます。

岩下委員

分かりました。ありがとうございます。

野原会長

杉山委員、よろしく申し上げます。

杉山委員

今のお話を聞いて、25ページの工作物の表記ですけど、やっぱり今おっしゃられたように、電柱とかもやっぱり普通はほかの区ですと入っている区があるんですよ。例えば何とか商店街みたいなものがついた電柱とか、だから工作物の種類というのが意外にこれシンプルというか、少ないですよ、ほかの区よりも。というのがここは直せるんじゃないかなというのが思いますけれども。土木系の先生にもお聞きしたいなと思ったりもしますが、いかがでしょうか。

お考えというかけ加えられるかどうか。ここの改正のときにまとめたらいいんじゃないかなと思いますが、どんなものですか。

西山（徹）幹事 改めまして、先ほど申し上げました今回の具体的な補助28号線に関しては、電柱の話だとかも計画の中で、実は今いろいろ考えているところでございます。

なのでまず今回の景観計画の中で、これまでもそうなんですけれども、非常に分かりやすいところだと建築基準法上の建物であったり、建築基準法の工作物であったり、そういった分類からまず来ているというところがまず原則にあります。

そういった明らかに計画上申請の対象行為であるというのが分かるものに関して届出をしていただいて、そういった景観の協議をさせていただくというのがこの大きな仕立てになってございます。

改めて、この建築物や工作物とは一般的に言われていない電柱等は、現状ではこの景観計画上はそこまで届出の対象というのとはなっていないというのがございます。

ただ、とはいえ、この補助28号線のこの通りに対しての電柱の在り方とか、そういったものに関しては、所管している部署のほうで計画を練っている最中でございます。あんまり細かい例示ができなくて大変恐縮なんですけども、ここはここで具体的に今考えているところです。

野原会長 すみません、確認ですけど、25ページに工作物に関する行為の事項が書いてあって、私はそこまで目で追っていなかったなのでこのページまで行き着いていなかったんですけれど。

あれですかね、これらの項目というのは、ほかの重点地区とかあるいは今までの市街地類型とかで出しているものに沿っている感じで設定されているんですかね。

つまり、今多分杉山委員からのご質問は電柱は入らないんですかという質問だったと。例えばですけど。ほかでは入る、ほかの他自治体さんでは結構入ることも多いんですけど、そもそも入れないんでしょうかというご質問だったと思うんですけど、それに対してはほかのところも入れていないというのが現状だということですよ。

その辺に関して、何か見解があったら教えてください。

事務局 工作物につきましては、今回お示ししている種類ですとか届出の規模については、現行の大田区景観計画の内容に沿った形で今回記述のほうをしている状況でございます。

野原会長 なので、でもご意見、2種類の考え方があるようです。この地区では違うんじゃないかという考え方もあるし、そもそも見直さなきゃいけないんじゃないかというご意見と2種類あり得るんですけど。

ちょっとあれですね、これ、その他これらに類するものというのがかなりグレーで、ただし※を打ってありまして、※を打ったところにはいわゆる電柱は除くと書いてあるような気がするので、あえて除いている状態にはなっているかなと思いますけれど。電柱に関してですね。

ただ、例えば照明柱みたいなのが道の中に入ったとき、それは高さ10メートル超えたら入るんですか、入らないんですかというのが、それらに類するものというのは何ですかということになるんですけど。

何かこれ、そもそも今までもどういう考え方で設定されているかみたいなの、もしあれば教えていただくと安心。何となく、なぜこうなっているかは理解できるかなとは思いますが、いかがですか。

西山（徹）幹事 過去、平成25年度からの経緯、ちょっとすみません、この場で追い切れなくて大変恐縮なんですけども、ただ、改めて敷地内等にある、例えばですけど、先ほど先生おっしゃっていただいた高さ10メートルの引込柱みたいなものがあつたときにどうなんだというのを、これもやはり工作物としての基準を満たすのであれば、そこは対象にしていくというふうに考えてございます。

野原会長 工作物とみなされる物に関しては、一応対象、この高さ10メートルとかの基準で考えているという理解でよろしいですか。

西山（徹）幹事 そうですね。そういった考え方。

野原会長 二井先生、よろしくお願ひいたします。

二井委員 今回の議論の中で少し気になったのは、もともとお話しいただいた街路上に商店街が照明をつけるという場合は、これは工作物ではないということですよ、公共空間の上に建てるもの。その場合は、

仮に商店街から出てくるものに対して、一応、今18ページにある公共空間というところで細かく規定はしていないけれども、公共空間は何ですかね、八景坂の地区の顔になるような空間デザインにしていくということが書いてあるので、それと照らし合わせてあまりにもそこにふさわしくないものであれば協議していくという、そういうことでよろしいんですかね。

例えば、歩道上の照明はまず10メートル超えないことも多いので、高さで縛るのも工作物と呼ぶかどうかというのもあるので、書いていないけど公共空間に立つものについてはここに書いてある文言で協議していくという、そういう主体ですかね。

西山（徹）幹事 例えば、届出していただければ協議にはなるところがあるんですけども、原則、やはり大田区は全域が景観計画のエリアになっておりますので、やはり皆様としても自主的にこういった計画に沿ってご計画いただきたいというのが我々の大きなメッセージでございます。

まずその視点はぜひとも、もうちょっとしっかり区としてもアピールしていきたいところでもあります。

野原会長 先ほどの繰り返しになりますけど、24ページが公共空間の景観イメージになっているんですが、ここはまだ具体的ないろんな検討もあるのであまり細かいところまでは今回は記載しないで、実際の事業の中や取組の中で考えていきますということがまず一つだと思うんですけど。

同時に、実は最近ペンディングになっていますが、たしか公共施設ガイドラインがずっと前から検討されている経過があったと記憶しております、それができてくると、例えば公共施設の中の具体的なそういう、いろんなものに対して、こういう考え方で大田区さんとしては考えていくというのが、きっとそこに記載されていくということに将来なるんじゃないかなと。

一般論ですけど、区全体のになりますけれど、そこに関しては多分そういうことになるんじゃないかなというふうに思いますので、その部分もだから今後やはり詰めていかなきゃいけないというのが、今回はあれですけどまずあるのかなというふうに思っているとい

うのが1点。

今の議論は公共施設の中に民間のものがあったときはどうするんだという、そういう話の議論も含まれていて、ただ公共施設ガイドラインは別に主体を言っていないと思います。公共施設の中のガイドラインだと思いますので、それに沿ってやっぱり議論していくんだと思うんですけど、当然公共施設の中なので届出という概念が多分ないと思いますので、その辺りをどうしていくのかというのについても、ガイドラインのほうで決めるかもしれないですけど、ご検討いただく必要があるんじゃないかと。

勝手に私が置き換えて発言していますが、そういうことかなというふうに思いますので、その辺りを、今後整理していただければと思いますが、いかがでしょうか。

西山（徹）幹事 ご意見、ご指摘どうもありがとうございます。

おっしゃるとおりこういった公共施設の景観ガイドラインの中でも、ポールなどについても一部言及がございます。そういった意味でも、今後、我々はそういったものを課題として捉えて、機を見てこういった修正だとかあるいは庁内での連携、そういったところをきちんと図っていきたいと考えてございます。ご意見ありがとうございます。

野原会長 という方向になるということになります、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

濱福委員 今回の件についても一つ。大田区の中でも東京都の歩道のところに電線を入れるというような計画があって、ところどころでは無電柱化という形で電柱をなくすという形を取っているんですが、このイラストを見ると、この後に電柱を立てるつもりでイラストを書いています。

僕は景観がこんなにすばらしいから、大森地区のところはモデル地区として電線等を歩道の中に、規制的に歩道が何メートルないとそれは入らないですよというような形があるけれど、今回歩道を広くすれば、中に入るんじゃないですか。そういうことは考えてはいない。

西山（徹）幹事 お話をどうもありがとうございます。

実は今回のこの補助28号線に関しては、もうちょっとだけ踏み込んだ話を少しさせてください。

こういった今回の補助28号線の道路整備計画のあらましという皆様に一般に広く公表しているものでございまして、その中でもこういったメインの部分に関しては、無電柱化等を目指して今計画を考えているところであります。ただ必ずできるかどうかというのはまた別の話なんですけども、ただそういった形を目指して今計画をしているところでございますので。

改めて、個別の計画でそういったことが可能な部分に関しては、どんどん大田区も考えていきたいというふうに考えております。

濱 福 委 員 駅前はなかなかそういうのがないから、モデル地区になれば一番いいんじゃないかと思ってね。

西山（徹）幹事 きちんといただいたご意見を伝えて、所管の部局と連携を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

野 原 会 長 ありがとうございます。非常に期待のあるエリアだということだと思いますので、ぜひまた引き続きご検討いただきたいと思います。ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

あれですね、まだ今回で確定ではなくて、次回の景観審議会において諮問があって、そこで回答するということだと思いますので、まだ最後ちょっと調整したり直すところもあるかなと思いますので、もしどうしてもここはやっぱり直すべきなんじゃないかというご意見があったら、また事務局のほうに寄せていただくのがいいかなと思うんですけど。

今それぞれの、やはり今のお話のようにイメージ図というのが、やっぱり極めて大きな影響があるといいますか、それがなかなかこういうイメージですと言われたら、下にはイメージの詳細についてはこれからと書いてはあるんですけど、やはりこういうことを目指すということですよというふうに思われるところもありますので、やっぱりイメージの図は非常に重要なかなと思います。

今もまだ修正されたり検討されているというところもあるのかなと思いますので、その辺りはまた整理していただいて、よりよくち

やんと伝わるようなイメージをきっちり記載していただくということになるのかなと思いますが、その辺りはどうですか。いかがですか。まだ、これで決まったりしていないところもちょっとありそうですね。

事務局 本日お示しさせていただいた内容はあくまで現時点の内容となりまして、まだ東京都の協議ですとか諮問までの期間がございますので、本日いただいたご意見も含めまして、改めて事務局のほうで内容の精査等をさせていただいて、ブラッシュアップしたより良い内容になるように努めてまいりたいと考えております。

野原会長 ありがとうございます。

ですので、最後もう一度、次回の景観審議会で、最後こういう形ですということ委員の皆様にもお諮りさせていただくということになると思いますが、その辺り微修正も加えてまたできるだけ事前に委員の先生方にその辺りをお伝えした形で諮問が開けるといいかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

ではよろしければ、報告事項2に関しては以上ということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。

では続きまして、報告事項3に移ります。景観まちづくり賞についてですね。こちらにつきまして、事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

事務局 都市計画課計画調整担当の松山と申します。報告3についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

右上に資料5と記載のあるA4横の資料、第4回大田区景観まちづくり賞の経過報告についてと記載のある資料をご覧ください。

第16回大田区景観審議会にて諮問させていただいたとおり、4年ぶりに第4回大田区景観まちづくり賞を開催し、大田区らしい魅力ある街並み景観や景観を守り育てる活動を募集いたしました。

募集の結果、町並み景観部門32件、景観づくり活動部門22件のご応募をいただきました。また、緑づくり部門については、報告1でご説明させていただいたとおり、定量的な評価基準に基づき、20件を抽出いたしました。

街並み景観部門、景観づくり活動部門、みどりづくり部門の3部門合計74件について、大田区景観審議会専門部会による選考を現在実施中でございます。

まず初めに、1次選考として部門ごとに書類審査を実施いたしました。1次選考を通過した計21件を対象に、2次選考として実際に現地に赴き、対象施設等の評価を行う現地視察や、施設管理者等に対して施設等に関する聞き取りを目的として、書面ヒアリングを行いました。

そして2次選考の結果を基に、8月下旬の専門部会にて第4回景観まちづくり賞を授与する対象について選定予定です。

当該選考結果については、次回の景観審議会において諮問させていただく予定です。

報告3の説明は以上でございます。

野原会長 どうもありがとうございます。

では、報告3につきまして、何か委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

確認ですけど、この表の見方といいますか、1次選考のところは32から9の選ばれたものが書かれていて、2次選考のほうはまだ終わっていないんですね。

選ばれていないというか、そのまま1次選考の数を転記して書いてあるだけだという理解でよろしいですか。

事務局 2次選考については現在審査中ですので、今、野原会長がおっしゃったとおり、1次選考を通過した件数を丸々転記しております。

野原会長 ということです。なのでまだ数は決まっていないんですね。

では、皆様のほうから何かございますでしょうか。まだ途中ですからなかなか意見しにくいところもあるかもしれませんけど。

川尻委員、よろしくお願いたします。

川尻委員 審査をいろいろ専門部会でやっておられて、そのこと自体は別に何でもないので、どんなものが今そもそも申請があって、どんなものになっているのかなというのが公表できないのかもしれないので、どうなんですか、その辺。

これだけだと何か分からない。分からないって我々が審査をする

かどうかは別として、何かよく分からないかなというところなんですけど。

事務局 本日の景観審議会につきましては、原則公開の会議となっております。今説明の際に申し上げたとおり審査を行っている最中ですので、具体的な詳細内容につきましては、この場ではお答えできかねます。申し訳ございません。

次回の景観審議会の際には、専門部会の場で選定をさせていただいた授賞案と、そちらに対応する形で、写真等で具体的な内容を示させていただきたいと思いますので、すみませんがもうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

野原会長 次回しっかりご報告するということですかね。

この専門部会をつかさどっている大澤副会長から。

大澤委員 例えば、この件数の中で何だろう、どういうエリアから出てきましたよとか、あとは何だろう、文化財に選ばれているものがどれぐらいありましたみたいなのか、個別のものは特定はされないけれど、ただ、どういうものが来たかがイメージできる情報があればというようなご質問かなと受け取ったんですけれども。そういった意味で可能な範囲で、何だろう、お話しできることがあれば。

事務局 例えば、区指定の文化財ですとか公園ですとか、そういったものが今2次選考として審査を受けている形になります。よろしいでしょうか。

野原会長 あれですね、次回ちゃんと報告するということでした。よろしいですか。

大澤委員 次回の報告のときに、例えば74件の、個別のものを特定はできないんだけど、どういったものが出てきたのかということも何か説明いただいたほうがいいのかも。結果としてはこれが選ばれましたと。

西山（徹）幹事 ご意見ありがとうございます。

次回の公表できるタイミングで、この内訳、選外のものの傾向も含めてもう少しお話しできるように調整いたします。

今回はここまでのご回答となって大変恐縮なんですけれども、もうしばらくお待ちいただければと思います。

杉山委員から。

杉山委員 ちょっとだけいいですか。

今回みどりづくり部門が入ったんですよね。今回からですよ。今までは①と②だけでやっていたけれども、みどりというのが新しく入ってきて、ただ、ここはご意見がいろいろあったよというような、途中経過報告をさせていただけたらと思って。

でも、みどり部門が入ってきたというのはやっぱり大田区の新しい動きということで、そういう途中経過というか現状、今そしてこの3部門で審査中ですよという、今日のご報告ということでございますよね。そのみどり部門だけ加えさせていただきます。

野原会長 ありがとうございます。

事務局 すみません、補足させていただくと、机上に参考資料としてお配りしております、第4回大田区景観まちづくり賞の募集を行った際に配布したパンフレットがございます。

こちらの表紙に第4回の内容ではないんですけれども、これまで受賞した内容、第3回のそれぞれの部門の受賞作品が写真で載っておりますので、こういったイメージを持っていただけると一番よろしいかと考えております。すみません。

野原会長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 審議会のときにいろいろ見させてもらって、それはそれでいいんですけど、毎回自分で全部現場を見て歩いていたんですね。今までも何とか賞のとき。だから、多少そういう時間を、審議会の前でも分かれば、自分で見ていけるかなと思ったんです。どうですか。それも駄目。

鈴木委員 駄目でしょうね。

野原会長 あくまで経過報告なので、終わったときにはちゃんとご報告という感じですかね。

事務局のほうからご回答ください。

西山（徹）幹事 重ねるようで非常に恐縮なんですけども、この専門部会という非公開の会議の場での議論ということもありまして、なかなかこれ以上申し上げる情報が今持ち合わせていないという状況でございます。

川尻委員がおっしゃっていただいているのは、今回、例えば第4

回が選ばれた、結果発表した後、選ばれたもの以外も情報をお知りになりたいと、そういったことでしょうか。

川 尻 委 員 今まではもうちょっとあったと思うので、実際に自分で歩いてみて確認して、別にそれで反対するとかそういうことでもないんです。単純に、何ていうんですかね、審議会で出た写真だけ見てオーケーというのが、何と云うか無責任かなという気もしたものですから、ちょっと自分で見たいなということもありまして、それだけです。

大 澤 委 員 よろしいですか。例えば次回の景観審議会の資料を事前に委員の皆様にお送りすると思うんですよね。そのタイミングで、例えば川尻委員に資料を送って現地を見て、その上で審議会に参加していただくということは可能かと思うんですけれども。

例えばその資料を何だろう、お送りするタイミングがあまりにも直前だとそういったことはできないので、ある程度余裕を持ってお送りしていただければと思うんですが。

西山（徹）幹事 そういった周辺情報を事前ということでしたら、今回の経過、まちづくり賞の専門部会で終了後、なるべく早いタイミングでしかも次回の会議の前でということですね。そこまでに何とか調整してみますので、ここまで限りの、非常に歯切れの悪いところですけども。

鈴 木 委 員 ちょっといいですか。

やっぱり専門部会というのはクローズドな会であります。

そこに、審議会の委員であっても何かその周辺の話で入ってくるというのは、審査の公平性というのを考えると、後で問題になることもあるかもしれないと思いますので、それはおやめいただいたほうが私はいんじゃないかなと思いますけれど。

申し訳ないんですけども非公開ということで、今回この計画をもってご納得いただくというのが一番いいような気がします。

野 原 会 長 すみません、確認ですけど、名前が、なんか大田区さんの行政の説明上、このまちづくり賞を決める会の名前が専門部会という名前になっているんですけど、もともと審査会というか、要はこの会が選ぶ会ですよね、景観まちづくり賞を。だと思っんですけど、それで合っていますか。それともここが最後に決めるんですか。

事務局 専門部会が選定した内容を、景観審議会に諮問し、区長が最終決定するという形です。

野原会長 ということは我々に賞を何するか決める権限というか、我々が最後承認するという話。そうすると否決したら、戻されたら直すんですか。

事務局 そうですね、これまで3回行ってきたんですけども、いずれも諮問を経て受賞する、表彰するというような流れになっておりましたので、今回も同様の流れで考えております。

野原会長 それでも、基本的にはご提案はその会からしていただくということになるんだとは思いますが。

今のような話だとすると、先ほど大澤委員からもあったとおり、最後のこの審議会でご報告する前に、ちょっと資料を各委員の先生にはお送りいただいて、確認いただくということにはなるのかなという気がしますけど。

鈴木委員 それはちょっとどうかと思います、やっぱり。

最後ここで諮問して決定するわけですから、その場で審議ということで、事前にやるというのは、私はおかしいと思います。

野原会長 事前にやるんじゃないかと、事前に資料をお送りするという事です。

鈴木委員 それはちょっとおかしいと思いますけれど。

野原会長 でも、最後にここで承認しないといけないんですよ。今までも、今までの諮問をされたときに、事前にお送りするという事はあります。

鈴木委員 だから昨年までのやり方を踏襲ということでよろしいんじゃないですか。

大澤委員 私が先ほど申し上げたのは、今回も資料は事前にお送りいただいていますよね。それと同じ意味なんですけれども。

今回の、例えば審議会の資料を事前にお送りいただいていますよね。区のほうから。それと同じように、次回の審議会の例えば1週間前なのか10日前なのか分からないですけども、審議会の資料としてお送りすることになると思うんですね。

鈴木委員 だからそれを、専門部会の委員以外の方に出すということですよ

ね。

大澤委員 もちろん審議会の資料ですので、審議会の皆さんに。

鈴木委員 その辺、線引きをきちんと、大澤先生のやり方でやられるのは構いませんけれども、ちょっと線引きをしっかりと、誤解のないようにやっていただきたいなと思います。

西山（徹）幹事 改めまして、通常事前に資料をお送りするというのも、審査の内容のプロセスをお送りするわけではなくて、専門部会で話し合った結果の案、これが受賞の予定ですということを事前にお送りするだけのものですので、プロセス自体は全く。

鈴木委員 それは今までもやっているということですね。

西山（徹）幹事 事前に。

鈴木委員 今まで、前回も同じようなやり方でやっているという、踏襲しているということですね。

西山（徹）幹事 そうですね。諮問をするという意味での事前の資料は。決まったものだけに対してです。

鈴木委員 分かりました。

野原会長 その整理でよろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと私から確認があるんですけど、この第2次選考の9件の下に7件の現地視察と5件の書面ヒアリングあるので、重複もあるのかなと理解しているんですけど、抜けは。どちらかは全件やっているという理解でよろしいですかね、これ。

事務局 現地視察、もしくは書面ヒアリングの一方は必ず行うような形で審査のほうは進めています。

野原会長 分かりました。資料が、その辺が分かりにくかったので。

経過でございますので、次回ご報告いただけるということかなと思います。

では、よろしいでしょうか。

選考されている専門部会の委員の皆様、いろいろ大変なんじゃないかなと思いますけど、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

では、よろしければこれもちまして報告事項3は以上ということとさせていただきますと思います。

では、これで一応報告事項は以上というふうになりますので、3の事務連絡のほうに進みたいと思いますので、事務局にお戻ししたいと思います。

西山（徹）幹事 委員長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、ご審議のほどありがとうございました。

それでは最後に、事務局のほうから事務連絡がございます。次回の景観審議会につきましては、令和6年11月8日、金曜日、午前10時からの開催を現在予定してございます。

場所は、大田区役所本庁舎の2階でございます、201から203の会議室をぶち抜きで使わせていただきます。別途ご案内等をお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それではこれもちまして、本会議終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後7時33分閉会